

奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、広瀬土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 杉本 典夫 北葛城郡広陵町大字広瀬九九八

中川 勝男 二七五―二

中川 利一 二五七

辻本 孝司 一九四―三

吉川 晶裕 三〇四

播川 治 九六三―一

廣南 喬 四五四

森岡 常又 四七一

竹村 芳文 七五〇―一

榊井 彰 三〇一

宮崎 和美 七四二

門長 克浩 七三〇

阪本 勝 一〇三九―一

杉本 雅照 二四―二

西口 佳輝 一一〇〇―一

岡本 雅夫 一七

監事 竹村 安郎 一三九

竹村 正昭 七一五―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 杉本 典夫 北葛城郡広陵町大字広瀬九九八

榊井 彰 三〇一

鈴木 良介 二四二

辻本 孝司 一九四―三

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
竹村	竹村	岡本	杉本	阪本	西口	門長	竹村	辻中	廣南	森岡	播川	寺西	吉川
安郎	正昭	雅夫	雅照	勝	昌憲	克浩	克司	清	喬	常又	治	良次	晶裕
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		北葛城郡広陵町大字南一八九―三	〃
											北葛城郡広陵町大字広瀬九六三―一		
一三九	七一五―一	一七	二四―二	一〇三九―一	三一―一	七三〇	七六〇	七六一	四五四	四七一			三〇四